

(様式9)

誓約書

当法人が、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づいて指定を受けて事業を実施するに当たり、下記の事項を誓約します。

守山市長様

年 月 日

(申請者)

法人所在地

法人名称

代表者職氏名

印

事業所名

サービス種別

- 旧介護予防訪問介護相当サービス
 生活援助サービス
 旧介護予防通所介護相当サービス
 リハビリデイ
 ゆったりデイ

記

- 介護保険関係法令および同法関係通知ならびに当該介護保険事業の実施に係るその他関係法令等の内容について認識しており、適正な介護保険事業の運営に努めます。
- 申請者は、守山市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱(平成28年告示第377号)第4条各号に掲げる者ではありません。
- 法人役員または従業者が、法令に違反する等の不正行為に関与していることが明らかなる場合は、守山市が、当該事業所等(当該法人が開設する全ての事業所を含む。以下同じ。)に対して指定取消等の処分を行うことがあることを承知しています。
- 指定申請の内容と異なる事業運営を行うこと(特に資格要件を満たさない従業者または勤務実態が申請の内容と異なる従業者がサービスの提供を行うこと等)および人員、設備および運営に関する基準を満たさない事業運営を行うこと等、重大な法令違反があった場合に、守山市が当該事業所等に対して指定取消等の処分を行うことがあることを承知しています。
- たとえ施設を建設し、従業員を確保した後であっても、指定申請手続を開始した後に判明した事実により、適正な事業運営ができないと判断される場合は、指定を行うことができない場合があることを承知しています。
- 守山市が介護保険関係法令に基づき当該事業所等に対して行う実地調査等に協力します。
- 守山市に提出した申請書等の内容およびその協議等の経過について、第三者(マスコミまたは利害関係者等)から求めがあった場合には、守山市が情報(個人情報に係るものを除く。)の公開を行うことがあることを承知しています。
- 介護保険サービス事業を行うことができなくなった場合において、当該事業所の利用者が継続して同等のサービスを利用できる方策を講じます。
- 指定を受けようとしている介護保険サービス事業と介護保険法以外の事業を明確に区分するため、次の要件を満たします。
 - 従業者の配置または設備機能が一体となって運営されるおそれがないこと。
 - 経理を明確に区分し、会計帳簿、決算書類その他の収支の状況を明らかにする書類を整備すること。
- 当該介護保険事業所の設備を活用して自主事業を行う場合、事前に守山市に協議を行います。

※ 法人代表者の印鑑証明書(原本)を添付するとともに、代表者印は印鑑証明書と同一のものを押印すること。

(欠格要件)

第4条 市長は、前条第1項に規定する申請があった場合において、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第115条の45の3第1項の指定はしてはならない。

- (1) 申請者が、法人でないとき。
- (2) 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団または暴力団でなくなった日から5年を経過しない者であるとき。
- (3) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (4) 申請者が、法または政令第35条の2各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、政令第35条の3各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 申請者が、社会保険各法(法第7条第9項に掲げる法律をいう。)または労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金または掛金(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による国民健康保険税を含む。以下「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。)を引き続き滞納している者であるとき。
- (7) 申請者が、法第115条の45の9第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定の取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役もしくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者またはその事業所を管理する者その他の政令第35条の4の規定に定める使用人(以下「役員等」という。)であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、省令第126条の2第1項に定めるものに該当する場合を除く。
- (8) 申請者と密接な関係を有する者(省令第126条の3第1項、同第2項または同第3項に規定するもののうち、当該申請者と同条第4項に規定する密接な関係を有する法人をいう。)が、法第115条の45の9第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、省令第126条の2第1項に定めるものに該当する場合を除く。
- (9) 申請者が、法第115条の45の9第1項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日または処分をしないことを決定する日までの間に、第8条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (10) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき法第115条の45の9第1項の規定による指定の取消の処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通じた場合における当該日をいう。)までの間に、第8条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (11) 申請者が、第9号に規定する期間内に事業の廃止の届出があった場合において、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (12) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等(法第23条に規定するサービスをいう。)に関し、不正または著しく不当な行為をした者であるとき。
- (13) 申請者が、法人で、その役員等のうちに第2号から第7号までまたは第9号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。